

環境資源部車両による交通事故に係る損害賠償額の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成25年(2013年)6月6日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

専決処分書

環境資源部車両による交通事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成25年(2013年)4月26日

町田市長 石 阪 丈 一

損害賠償の額の決定について

環境資源部車両による交通事故に係る損害賠償の額を下記のとおり決定する。

記

- 1 事故発生年月日 2012年11月12日
- 2 事故発生場所 町田市原町田五丁目14番先路上
- 3 事故の概要 環境資源部車両が収集作業中、丁字路を左折し後退したところ、後方からきた自転車と接触し、転倒させて怪我を負わせた事故。
- 4 事故の種別 交通事故
- 5 被害者の住所
- 6 被害者の氏名
- 7 損害賠償の額 1,024,250円